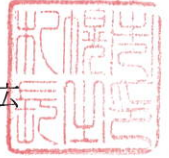


下記のとおり、市営住宅駐車場運営に伴う行政財産の目的外使用許可に係る公募を行うので告示します。

令和 6 年 12 月 4 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市都市局市街地整備部住宅課調整係 電話(011)211-2806

2 公募に付する事項

(1) 件名

市営住宅駐車場における月極駐車場及び時間貸駐車場等運営事業者募集(令和 6 年度)

(2) 仕様等

「市営住宅駐車場における月極駐車場及び時間貸駐車場等運営事業者募集案内書(令和 6 年度)」(以下「案内書」という。)による。

(3) 使用許可期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

ただし、設置運営に関する重大な過失等がない場合は、1 年ごとに使用許可を 2 回まで更新することができる。

(4) 使用許可場所

案内書のとおり

(5) 公募方法

応募書類の審査を行い、使用予定者の選定対象となった者のうち、募集対象物件に対して本市が設定する最低使用料以上の額で、かつ提案価格について最高の金額にて応募申込を行った者を選定し、使用予定者とする。

3 応募資格要件

次の要件を全て満たす法人に限り応募を可能とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しないこと。

(2) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿に登録がある場合、札幌市契約規則(平成 4 年規則第 9 号)第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。(入札の告示の日から落札決定日までの間、資格停止期間でないこと。)

(3) 札幌市内に、本店、支店、営業所又は、事業者を置いていること。

(4) 前年度及び前々年度において、月極駐車場等運営事業の実績を有していること。

(5) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は、その団体に属する者でないこと。

(6) 上記(5)に関して、観察処分を受けた団体又はその団体の者でないこと。

(7) 札幌市税の未納がないこと。

(8) その他、借受人として適さないと判断される者でないこと。

4 申込書類の提出場所等

- (1) 申込書類の提出場所、応募案内書等を示す場所、募集案内書を交付する場所及び問い合わせ場所

上記1に同じ。

- (2) 応募申込書の受付期間等

令和6年12月16日（月）～令和6年12月20日（金）のうち、8時45分～12時15分及び13時00分～17時15分

※受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に持参又は送付により提出すること。
（電話、FAX 及びメールによる受付は行わない。）

5 使用予定者の決定日等

- (1) 使用予定者の決定日

令和7年1月8日（水）（予定）

選定方法については、応募申込書類の審査において使用予定者の選定対象となった者のうち、募集対象物件に対して本市が設定する最低使用料以上の額で、かつ提案価格について最高の金額にて応募申込を行った者を選定し、使用予定者とする。

また、提案価格について最高の金額での応募が複数あるときは、下記の日時にて当該応募者又は当該応募者より委任を受けた者（委任状が必要）の立会いのもと、くじ引きにより決定する。

なお、使用予定者の決定後に下記6の事項が生じたときは、提案価格の高い方から順に使用予定者とする。

- (2) くじ引きによる選定日時

令和7年1月9日（木） 午前10時00分

- (3) くじ引きによる選定場所

札幌市役所7階 都市局会議室

※くじ引きによる選定を欠席する場合は、本市職員が不在の応募者に代わってくじを引き、使用予定者を決定する。

6 使用予定者の決定の取消し

次のいずれかに該当するときは、使用予定者としての決定を取り消す。

- (1) 正当な理由がなく、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかったとき。
- (2) 使用予定者が応募者の資格を失ったとき。
- (3) 使用予定者が応募条件に抵触したとき。
- (4) その他使用予定者が使用許可の相手方として不適当と認められたとき。